

連合新潟

第322号 2017. 12. 15
日本労働組合総連合会
新潟県連合会
〒950-8558 新潟市中央区新光町6-2
TEL 025(281)7555
FAX 025(281)7556
発行人 牧野茂夫
題字 宮崎風穂
定価 1部5円
購読料は会費に含む

新潟労働局との 地域産業労働懇談会 を開催

一月二〇日、新潟市・ガレソホールにて、連合新潟は新潟労働局と平成二九年度地域産業労働懇談会を開きました。

はじめに、樺葉局長から「九月七日に新潟県働き方改革共同宣言に連合新潟から署名を頂き感謝する。新潟県の雇用情勢は好調であるが、人手不足感もあり、忙しくなると労働災害も増える傾向にあり、引き続き新たな問題への対応が必要となる。」などあいさつがありました。牧野会長は、「働き方改革の議論は進んでいるが、長時間労働や賃金未払いの相談は引き続きある。来年四月には契約社員が無期転換が施行される。誰もが安心して働き続けられる社会にむけて、引き続き協力をお願いしたい。」とあいさつしました。

懇談会では、新潟労働局から労働行政全般の動きにはじまり、働き方改革、雇用環境・均等行政、労働基準行政、職業安定行政の取り組みと課題について説明をうけ、連合新潟からは、育児休業制度の運用実態、



人手不足に起因する特別条項を利用しての時間外労働の一部労働者への偏り、治療と仕事の両立支援制度と会社休業規則の乖離、超過勤務実態把握の難しさ、テレワーク・みなし残業に関する問題、人事制度構築に

連合新潟構成組織の 書記長・事務局長が集う

二月六日、新潟市・東映ホテルにて第八回構成組織書記長・事務局長会議を開きました。会議には二〇人が出席し、春季生活闘争をはじめ今後の取り組み事項の確認や、第四次男女平等参画推進計画をふまえた女性組合員の青年委員会・女性委員会への役員選出についての呼びかけ、各組織の状況について意見交換を行いました。



2018 春季生活闘争論議スタート

二月八日、新潟市・勤労福祉会館にて第一回労働条件委員会を開きました。委員会では、二〇一八春季生活闘争方針(案)の論議をはじめの上で必要となる県内の経済情勢、雇用情勢のデータを確認したほか、毎月勤労統計調査による現金給与総額や労働時間の調査結果、地域ミニマム運動として各加盟組合から提出してもらった賃金データを

集計・分析した結果を確認しました。これらのデータと連合本部闘争方針(二〇一八年二月五日・第七十六回中央委員会確認)を踏まえ、「底上げ・底支え」「格差是正」「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」の継続的取り組み、「すべての労働者の立場にたった働き方」実現への取り組みを基本的な考え方とし、賃金引上げ要求は、定期昇給分を含め4%程度とする方針案を確認しました。

今後は、二〇一八年二月八日開催の第六一回地方委

12月の主な活動

- 6日 第8回構成組織 書記長・事務局長会議
- 8日 第1回労働条件委員会
- 13日 第2回四役会議
- 14日～15日 全国一斉労働相談 ダイアルキャンペーン
- 19日 第2回執行委員会

連合新潟
ホームページ



民進党県連と 次期選挙に向けた 対応を確認

二月九日、連合新潟は新潟市内にて、民進党新潟県連と第二四回定期協議を開催しました。連合新潟からは牧野会長をはじめ、一〇人が出席、民進党新潟県連からは大淵代表職務代行、黒岩衆議院議員をはじめ一三人が出席し、両組織の新しい体制を報告したあと、意見交換を行いました。

意見交換では、連合新潟は第二七回定期大会で確認した次期統一地方選挙への対応(政策実現に向けた政治活動の強化について)の説明を行い、民進党新潟県連は、民進党地方組織の維持・存続にからみ、党本部方針の説明、県内総支部の代表者、事務所異動について説明がありました。



新春労働団体・友誼団体 「名刺交換会」

日時 2018年1月5日(金) 午後3時15分
場所 ANAクラウンプラザホテル新潟

特定(産業別)最低賃金が決定

新潟県の最低賃金が10月1日から778円となったことに続き、特定(産業別)最低賃金の3業種についても審議がすすめられ、下記のとおり決定しました。

▼新潟県の最低賃金

適用の範囲	最低賃金額〔時間額〕 (対前年比)	効力発生日
新潟県内に働くすべての労働者に適用	778円(+25円)	2017年10月1日

▼特定(産業別)の最低賃金

適用業種	最低賃金額〔時間額〕 (対前年比)	効力発生日
各種商品小売業 (衣食住にわたる商品を小売りする百貨店、総合スーパー等)	810円(+10円)	2017年12月31日
10月25日 第3回専門部会において(全会一致)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、製造業 (電球製造業及び電気計測器製造業を除く)	870円(+18円)	2017年12月21日
10月23日 第3回専門部会において(全会一致)		
自動車(新車)、自動車部分品、附属品小売業	877円(+18円)	2017年12月29日
10月30日 第3回専門部会において(全会一致)		

*適用除外業務および年齢など、最低賃金に関するお問い合わせは、連合新潟または、新潟労働局賃金室、最寄りの各労働基準監督署まで

働くみんなのワークルール Q&A

こんな相談が連合の労働相談に寄せられています。

Q 関連会社へ転籍を命じられた。どうなるのか、とても不安。拒否してもいい?

A いきなりどうして!?

Q 転籍とは、現在の会社との労働契約関係を終了させ、別の会社と新たに労働契約を結ぶことをいいます。転籍には労働者の同意が必要であり、会社が一方的に命じることはできません。人事異動の必要性やその後の労働条件をよく確認し、応じられないのであれば同意はせず、その意向を会社に伝えましょう。

A 転籍とは、現在の会社との労働契約関係を終了させ、別の会社と新たに労働契約を結ぶことをいいます。転籍には労働者の同意が必要であり、会社が一方的に命じることはできません。人事異動の必要性やその後の労働条件をよく確認し、応じられないのであれば同意はせず、その意向を会社に伝えましょう。

Q 契約社員から個人請負に切り替えてほしいと言われた。手取り額が増えるから応じようかな?

A 個人請負＝個人事業主になると、一時的には手取り額が増えるかもしれませんが、個人事業主となれば、会社との雇用関係はなくなり、労働者としての権利を失います。例えば、残業代は支払われませんし、仕事上のケガの補償もありません。また、交通費や保険料などは自分で支払う必要がありますので、安易に切り替えることなく慎重に判断しましょう。

